

入札のご案内

令和8年度

第1回素材資格付一般競争入札

入札日	令和 8 年 8 月 25 日 (火)
開 始	14 時 00 分
締 切	14 時 05 分
開 札	締切同時開札
場 所	下越森林管理署

下 越 森 林 管 理 署

〒957-0052

新発田市大手町4-4-15

TEL 0254-22-4146

公 売 公 告

令和 8 年 8 月 7 日

分任契約担当官

下越森林管理署長 藪 弘道

下記のとおり素材の一般競争入札を実施します。販売物件明細書及び国有林野事業林産物売買契約約款を参照し現物熟覧の上、国有林野の産物売払規程（昭和 25 年 5 月 17 日農林省告示第 132 号）及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を厳守し入札してください。

記

1 入札及び開札の日時

令和 8 年 8 月 25 日（火）

開始 14 時 00 分

締切 14 時 05 分 締切同時開札

2 入札及び開札の場所

下越森林管理署 1 階会議室

3 郵便入札

認めます。

（1）送付場所 〒957-0052

新潟県新発田市大手町 4 丁目 4-15 下越森林管理署

（2）到着期限 令和 8 年 8 月 24 日（月） 16 時 00 分必着

* 上記の期限以後、到着したものは、無効とします。

（3）その他留意事項

封筒を二重にして内封筒に入札書を入れ、外封筒には「令和 8 年度第 1 回素材資格付一般競争入札書在中」と朱書し、書留または配達証明でお送りください。

4 入札物件

次の事項については、別添「入札物件一覧表」のとおりです。

ア 売払番号

イ 物件所在地

ウ 産物の種類及び数量

5 入札参加者の資格

令和7年度から令和11年度までの林産物の売払いに係る「一般競争参加資格確認通知書（林産物の売払）」の交付を各森林管理局長より受けている者に限ります。

ただし、次の事項に該当する者は参加することが出来ません。

- (1) 予算決算及び会計令第70条に該当する者
- (2) 予算決算及び会計令第71条に該当する者
- (3) 開札の日に、関東森林管理局長から一般競争参加資格を停止されている者

6 入札保証金

免除します。

ただし、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。なおこの場合、競争参加資格の取り消し、又は付与しないことがあります。

7 契約保証金

免除します。

8 入札金額及び消費税

- (1) 入札金額は消費税抜きの金額を記入してください。誤って消費税を加算した金額を記入した場合でも入札は有効とし、入札後には誤りの訂正及び取消は認めないので注意願います。
- (2) 入札書に記載された金額に消費税相当額10%を加算した金額（円未満の端数切捨て）をもって落札金額及び契約金額とします。

なお、契約締結以後、当該契約において特に契約書等で金額が明示されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金、率で表わされるものについては、全て消費税額が加算された総契約額が対象となります。

9 入札における留意事項

- (1) 代理人の入札への参加

ア 委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日出席せず代理人が入札に参加する場合は、「委任状」（別紙1-1）の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札に参加することはできません。

なお、年間を通じて代理人に委任する場合は、当該年度を有効とする「委任状」（別紙1-2）を提出すれば、入札の都度委任状を提出する必要はありません。

イ 入札書

「入札書」（別紙2）のとおり、入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名を記入するとともに代理人氏名の記入が必要となります。

なお、この場合には入札者の代表者印は不要です。

(2) 無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札

エ 記名を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに談合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

ケ 入札時刻に遅れてした入札

コ 「暴力団排除に関する誓約事項」(別紙3)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(3) 落札者の決定

ア 開札は、指定した場所及び日時に、入札者の面前で行い、予定価格以上で最高の価格を持って入札した者を落札者とします。ただし、落札となるべき入札をした者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決定します。

イ 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申出があっても、受理しません。また、どのような事由があっても落札を無効にすることはできません。

10 契約の成立及び締結期限

(1) 契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印したときに成立とします。

(2) 契約の締結は令和8年8月31日(月)までとします。

11 代金の納付期限

代金の納付期限は、契約締結日から起算して20日以内とします。

12 代金の延納

(1) 1件の売払契約代金が60万円以上の物件において、国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律(昭和24年法律第176号)の定めるところにより認めます。年利については関東森林管理局ホームページにてご確認ください。

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/ennou.html>

延納利息代金の計算方法は以下のとおりです。

延納利息代金＝（契約代金×延納期間×延納利率）÷365日

ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。

（２）延納担保の提供期限は契約締結日から起算して20日以内とします。

（３）延納期限は、6か月以内とします。

1.3 物件の引渡し

（１）物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第34条第1項及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条第1項に基づき、代金の全部又は代金延納担保の提供があった日から15日以内とします。

（２）物件の引渡しは、買受人立会による引渡しをしないことについての買受人の同意を得られる場合には、国有林野の産物売払規程第34条第3項第2号及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条3項に基づき、みなし引渡しを特約することも可能です。この場合、代金の全部の納入のあったとき、又は代金延納担保の提供があったときに引渡しがあったものとみなします。金融機関の発行する領収書等を下越森林管理署へ必ず提示してから搬出してください。

（３）引渡しを受けたときは、国有林野の産物売払規程第35条に基づき、引渡領収書を下越森林管理署長に提出してください。

1.4 搬出期間

搬出期間は次のとおりとします。

（１）50m³未満 10日間

（２）50～100m³未満 20日間

（３）100m³以上 30日間

1.5 各規程等の閲覧場所

（１）販売物件明細書、契約書案

ア 販売物件明細書：下越森林管理署又は下越森林管理署ホームページで閲覧してください。

イ 契約書（案）：下越森林管理署で閲覧してください。

下越森林管理署のホームページアドレス

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/kaetu/index.html>

（２）各規程等

ア 国有林野事業林産物売買契約約款

イ 国有林野の産物売払規程

ウ 関東森林管理局署等競争契約入札心得

エ 各種様式（別紙1：委任状、別紙2：入札書）

上記ア～エは関東森林管理局のホームページにて閲覧できます。

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/wood/index.html>

ホームページを閲覧できない方は、１７へお問い合わせしてください。

関東森林管理局のホームページアドレス

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/welcome/index.html>

１６ その他留意事項

（１）入札参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙３）に同意したものとします。

（２）本物件は、売買契約書において「持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものである」ことを証明します。

（３）発電用バイオマス証明は、売買契約書への記載をもって証明します。

（４）適格請求書（インボイス）の交付について

ア 国は適格請求書発行事業者です。

イ 売買契約書に登録番号等の必要事項を記載しますので、納入告知書と併せて適格請求書（インボイス）の交付とします。

詳細については下記ページをご覧ください。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokuyuurinya_invoice.html

１７ お問い合わせ

不明の点は、下記までお問い合わせください。

〈問合せ先〉

下越森林管理署 総括事務管理官

電話番号 ０２５４－２２－４１４６

ポストマスターのメールアドレス ks_kaetsu_postmaster@maff.go.jp

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成１９年農林水産省訓令第２２号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html>

入札物件一覧表

入札 番号	物件所在地	産地	樹種	長級	径級	本数 (本)	材積 (m)	林齢 (約)	桤番号	備考
1	赤谷山山元	折居山	スギ	3.00	16～26	223	23.072	32	07-100801	・本物件は間伐材である。 ・昨年度からの越材で虫害被害あり。劣材割引を適用。
2	赤谷山山元	折居山	スギ	3.00	16～44	606	81.641	53	07-100802	・本物件は間伐材である。 ・昨年度からの越材で虫害被害あり。劣材割引を適用。
3	赤谷山山元	折居山	スギ	2.00	18～32	403	40.464	35	07-101003	・本物件は間伐材である。 ・昨年度からの越材で虫害被害あり。劣材割引を適用。
4	赤谷山山元	折居山	スギ	2.00	18～36	381	39.579	35	07-101004	・本物件は間伐材である。 ・昨年度からの越材で虫害被害あり。劣材割引を適用。
5	赤谷山山元	折居山	スギ	2.00	18～38	262	36.307	53	07-101005	・本物件は間伐材である。 ・昨年度からの越材で虫害被害あり。劣材割引を適用。
6	赤谷山山元	折居山	スギ	2.00	18～38	263	33.681	59	07-101607	・本物件は間伐材である。 ・昨年度からの越材で虫害被害あり。劣材割引を適用。
7	赤谷山山元	折居山	スギ	3.00	16～34	186	35.023	61	07-101609	・本物件は間伐材である。 ・昨年度からの越材で虫害被害あり。劣材割引を適用。
8	赤谷山山元	折居山	スギ	2.00	18～34	244	25.802	32	07-101610	・本物件は間伐材である。 ・昨年度からの越材で虫害被害あり。劣材割引を適用。
9	赤谷山山元	折居山	スギ	2.00	18～38	239	24.558	30	07-101611	・本物件は間伐材である。 ・昨年度からの越材で虫害被害あり。劣材割引を適用。
10	赤谷山山元	折居山	スギ	2.00	18～48	203	24.385	59	07-101612	・本物件は間伐材である。 ・昨年度からの越材で虫害被害あり。劣材割引を適用。
11	赤谷山山元	折居山	スギ	3.00	18～46	176	34.270	59	07-102313	・本物件は間伐材である。 ・昨年度からの越材で虫害被害あり。劣材割引を適用。

入札物件一覧表

入札 番号	物件所在地	産地	樹種	長級	径級	本数 (本)	材積 (m ³)	林齢 (約)	桧番号	備考
12	赤谷山山元	折居山	スギ	3.00	16～36	144	16.370	30	07-102314	・本物件は間伐材である。 ・昨年度からの越材で虫害被害あり。劣材割引を適用。
13	赤谷山山元	折居山	スギ	3.00	16～32	58	7.792	30	07-102315	・本物件は間伐材である。 ・昨年度からの越材で虫害被害あり。劣材割引を適用。
14	赤谷山山元	折居山	スギ	3.00	18～34	94	18.457	53	07-102316	・本物件は間伐材である。 ・昨年度からの越材で虫害被害あり。劣材割引を適用。
15	赤谷山山元	折居山	スギ	2.00	18～42	66	8.889	61	07-102317	・本物件は間伐材である。 ・昨年度からの越材で虫害被害あり。劣材割引を適用。
16	赤谷山山元	折居山	スギ	4.00	18～32	21	5.258	30	07-102318	・本物件は間伐材である。 ・昨年度からの越材で虫害被害あり。劣材割引を適用。
17	赤谷山山元	折居山	スギ	4.00	20～32	18	4.660	32	07-102319	・本物件は間伐材である。 ・昨年度からの越材で虫害被害あり。劣材割引を適用。
18	赤谷山山元	折居山	スギ	4.00	18～30	24	5.312	59	07-102320	・本物件は間伐材である。 ・昨年度からの越材で虫害被害あり。劣材割引を適用。
19	赤谷山山元	折居山	スギ	4.00	24～40	46	18.434	53	07-102321	・本物件は間伐材である。 ・昨年度からの越材で虫害被害あり。劣材割引を適用。
20	赤谷山山元	折居山	スギ	3.00	16～22	14	1.455	35	07-102322	・本物件は間伐材である。 ・昨年度からの越材で虫害被害あり。劣材割引を適用。
21	赤谷山山元	折居山	スギ	4.00	18～50	51	14.160	61	07-102323	・本物件は間伐材である。 ・昨年度からの越材で虫害被害あり。劣材割引を適用。
22	実習館土場	人品頭山	低質材 アカマツ	2.00	—	—	60.489	51	07-912T15	・本物件は間伐材である。 ・昨年度からの越材で虫害被害あり。
計							560.058			

公表年度	公表回数	入札番号	権番号
08	01	01	07-100801

関東森林管理局
下越森林管理署

(単位: 長級 m, 径級 cm, 材積 m³)

物件所在地	棲番号	産 地	樹 種	林齢	材の区分	長 級	径 級	品 等	本 数	材 積	単材積	摘 要
赤谷山山元	07-100801	折居山	スギ	32	一般材	3.00	24 ～ 26	中玉	8	1.504	0.188	
					柱造材	3.00	16 ～ 18	中玉	149	13.073	0.088	
						3.00	20 ～ 22	中玉	66	8.495	0.129	
						樹 種 計			223	23.072	0.103	
					棲 計			223	23.072	0.103		

入札枚数	入札者		入札金額
	2		
	1		



公売年度	公売回数	入札番号	棟番号
08	01	02	07-100802

関東森林管理局
下越森林管理署

(単位: 長級 m, 径級 cm, 材積 m³)

物件所在地	棟番号	産 地	樹 種	林齢	材の区分	長 級	径 級	品 等	本 数	材 積	単材積	摘 要
赤谷山山元	07-100802	折居山	スギ	53	一般材	3.00	24 ~ 28	中玉	126	24.360	0.193	
						3.00	30 ~ 44	中玉	26	7.966	0.306	
					柱適材	3.00	16 ~ 18	中玉	240	21.460	0.089	
						3.00	20 ~ 22	中玉	214	27.855	0.130	
						樹 種 計			606	81.641	0.135	
棟 計			606	81.641	0.135							

入札枚数	入札者		入札金額
	2		
	1		



公売年度	公売回数	入札番号	棟番号
08	01	03	07-101003

関東森林管理局
下越森林管理署

(単位: 長級 m, 径級 cm, 材積 m³)

物件所在地	棟番号	産 地	樹 種	林齢	材の区分	長 級	径 級	品 等	本 数	材 積	単材積	摘 要
赤谷山山元	07-101003	折居山	スギ	35	短尺材	2.00	18 ～ 18	中玉	66	4.290	0.065	
						2.00	20 ～ 22	中玉	190	16.628	0.088	
						2.00	24 ～ 28	中玉	134	17.056	0.127	
						2.00	30 ～ 32	中玉	13	2.490	0.192	
						樹 種 計			403	40.464	0.100	
						梗 計			403	40.464	0.100	

入札枚数	入札者		入札金額
	2		
	1		



公売年度	公売回数	入札番号	棟番号
08	01	04	07-101004

関東森林管理局
下越森林管理署

(単位: 長級 m, 径級 cm, 材積 m³)

物件所在地	棟番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	摘 要
赤谷山山元	07-101004	折居山	スギ	35	短尺材	2.00	18 ~ 18	中玉	55	3.575	0.065	
						2.00	20 ~ 22	中玉	172	15.103	0.088	
						2.00	24 ~ 28	中玉	136	17.482	0.129	
						2.00	30 ~ 36	中玉	18	3.419	0.190	
								樹 種 計	381	39.579	0.104	
								棟 計	381	39.579	0.104	

入札枚数	入 札 者		入 札 金 額
	2		
	1		



公売年度	公売回数	入札番号	種番号
08	01	05	07-101005

関東森林管理局
下越森林管理署

(単位: 長さ m, 径級 cm, 材積 m³)

物件所在地	棟番号	産 地	樹 種	林齢	材の区分	長 級	径 級	品 等	本 数	材 積	単材積	摘 要
赤谷山山元	07-101005	折居山	スギ	53	短尺材	2.00	18 ～ 18	中玉	16	1.040	0.065	
						2.00	20 ～ 22	中玉	64	5.732	0.090	
						2.00	24 ～ 28	中玉	110	14.770	0.134	
						2.00	30 ～ 38	中玉	72	14.765	0.205	
						樹 種 計			262	36.307	0.139	
						棟 計			262	36.307	0.139	

入札枚数	入札者		入札金額
	2		
	1		



公売年度	公売回数	入札番号	権番号
08	01	06	07-101607

関東森林管理局
下越森林管理署

(単位: 長級 m, 径級 cm, 材積 m³)

物件所在地	桧番号	産 地	樹 種	林齢	材の区分	長 級	径 級	品 等	本 数	材 積	単材積	摘 要
赤谷山山元	07-101607	折居山	スギ	59	短尺材	2.00	18 ～ 18	中玉	7	0.455	0.065	
						2.00	20 ～ 22	中玉	106	9.449	0.089	
						2.00	24 ～ 28	中玉	98	13.038	0.133	
						2.00	30 ～ 38	中玉	52	10.739	0.207	
						樹 種 計			263	33.681	0.128	
桧 計						263	33.681	0.128				

入札枚数	入札者		入札金額
	2		
	1		



公売年度	公売回数	入札番号	棟番号
08	01	07	07-101609

関東森林管理局
下越森林管理署

(単位: 長さ m, 径級 cm, 材積 m^3)

物件所在地	棟番号	産 地	樹 種	林齢	材の区分	長 級	径 級	品 等	本 数	材 積	単材積	摘 要
赤谷山山元	07-101609	折居山	スギ	61	一般材	3.00	24 ~ 28	中玉	88	17.426	0.198	
						3.00	30 ~ 34	中玉	28	8.355	0.298	
					柱造材	3.00	16 ~ 18	中玉	6	0.562	0.094	
						3.00	20 ~ 22	中玉	64	8.680	0.136	
						樹 種 計			186	35.023	0.188	
棟 計			186	35.023	0.188							

入札枚数	入 札 者		入 札 金 額
	2		
	1		



公売年度	公売回数	入札番号	機番号
08	01	08	07-101610

関東森林管理局
下越森林管理署

(単位: 長さ m, 径級 cm, 材積 m³)

物件所在地	植番号	産 地	樹 種	林齢	材の区分	長 級	径 級	品 等	本 数	材 積	単材積	摘 要
赤谷山山元	07-101610	折居山	スギ	32	短尺材	2.00	18 ～ 18	中玉	27	1.755	0.065	
						2.00	20 ～ 22	中玉	113	10.196	0.090	
						2.00	24 ～ 28	中玉	96	12.310	0.128	
						2.00	30 ～ 34	中玉	8	1.541	0.193	
						樹 種 計			244	25.802	0.106	
					植 計			244	25.802	0.106		

入札枚数	入 札 者		入 札 金 額
	2		
	1		



公売年度	公売回数	入札番号	棟番号
08	01	09	07-101611

関東森林管理局
下植森林管理署

(単位: 長さ m, 径級 cm, 材積 m³)

物件所在地	棟番号	産 地	樹 種	林齢	材の区分	長 級	径 級	品 等	本 数	材 積	単材積	摘 要
赤谷山山元	07-101611	折居山	スギ	30	短尺材	2.00	18 ～ 18	中玉	65	4.225	0.065	
						2.00	20 ～ 22	中玉	85	7.429	0.087	
						2.00	24 ～ 28	中玉	71	9.197	0.130	
						2.00	30 ～ 38	中玉	18	3.707	0.206	
						樹 種 計			239	24.558	0.103	
棟 計						239	24.558	0.103				

入札枚数	入札者		入札金額
	2		
	1		



公売年度	公売回数	入札番号	種番号
08	01	10	07-101612

関東森林管理局
下越森林管理署

(単位: 長級 m, 径級 cm, 材積 m^3)

物件所在地	棟番号	産 地	樹 種	林齢	材の区分	長 級	径 級	品 等	本 数	材 積	単材積	摘 要
赤谷山山元	07-101612	折居山	スギ	59	短尺材	2.00	18 ～ 18	中玉	36	2.340	0.065	
						2.00	20 ～ 22	中玉	71	6.190	0.087	
						2.00	24 ～ 28	中玉	62	8.388	0.135	
						2.00	30 ～ 48	中玉	34	7.467	0.220	
						樹 種 計			203	24.385	0.120	
						棟 計			203	24.385	0.120	

入札枚数	入札者		入札金額
	2		
	1		



公表年度	公表回数	入札番号	積番号
08	01	11	07-102313

関東森林管理局
下越森林管理署

(単位: 長級 m, 径級 cm, 材積 m³)

物件所在地	積番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	摘要
赤谷山山元	07-102313	折居山	スギ	59	一般材	3.00	24 ~ 28	中玉	95	19.195	0.202	
						3.00	30 ~ 46	中玉	22	7.329	0.333	
					柱造材	3.00	18 ~ 18	中玉	8	0.776	0.097	
						3.00	20 ~ 22	中玉	51	6.970	0.137	
									樹種計	176	34.270	0.195
種計									176	34.270	0.195	

入札枚数	入札者		入札金額
	2		
	1		



公売年度	公売回数	入札番号	棟番号
08	01	12	07-102314

関東森林管理局
下越森林管理署

(単位: 長級 m, 径級 cm, 材積 m³)

物件所在地	棟番号	産 地	樹 種	林齢	材の区分	長 級	径 級	品 等	本 数	材 積	単材積	摘 要
赤谷山山元	07-102314	折居山	スギ	30	一般材	3.00	24 ～ 28	中玉	12	2.230	0.186	
						3.00	30 ～ 36	中玉	3	1.006	0.335	
					柱造材	3.00	16 ～ 18	中玉	82	7.194	0.088	
						3.00	20 ～ 22	中玉	47	5.940	0.126	
						樹 種 計			144	16.370	0.114	
					棟 計			144	16.370	0.114		

入札枚数	入札者		入札金額
	2		
	1		



公表年度	公表回数	入札番号	権番号
08	01	13	07-102315

関東森林管理局
下越森林管理署

(単位：長さ m、径級 cm、材積 m³)

物件所在地	棟番号	産 地	樹 種	林齢	材の区分	長 級	径 級	品 等	本 数	材 積	単材積	摘 要
赤谷山山元	07-102315	折居山	スギ	30	一般材	3.00	24 ～ 28	中玉	10	1.974	0.197	
						3.00	30 ～ 32	中玉	3	0.847	0.282	
					柱造材	3.00	16 ～ 18	中玉	23	2.031	0.088	
						3.00	20 ～ 22	中玉	22	2.940	0.134	
						樹 種 計		58	7.792	0.134		
					棟 計		58	7.792	0.134			

入札枚数	入札者		入札金額
	2		
	1		



公売年度	公売回数	入札番号	株番号
08	01	14	07-102316

関東森林管理局
下総森林管理署

(単位: 長級 m, 径級 cm, 材積 m³)

物件所在地	棟番号	産 地	樹 種	林齢	材の区分	長 級	径 級	品 等	本 数	材 積	単材積	摘 要			
赤谷山山元	07-102316	折居山	スギ	53	一般材	3.00	24 ～ 28	中玉	43	8.569	0.199				
						3.00	30 ～ 34	中玉	20	5.816	0.291				
					柱造材	3.00	18 ～ 18	中玉	1	0.097	0.097				
						3.00	20 ～ 22	中玉	30	3.975	0.133				
									樹 種 計			94	18.457	0.196	
									棟 計			94	18.457	0.196	

入札枚数	入札者		入札金額
	2		
	1		



公売年度	公売回数	入札番号	桧番号
08	01	15	07-102317

関東森林管理局
下館森林管理署

(単位: 長さ m, 径級 cm, 材積 m³)

物件所在地	桧番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長さ級	径級	品等	本数	材積	単材積	摘要
赤谷山山元	07-102317	折居山	スギ	61	短尺材	2.00	18 ~ 18	中玉	3	0.195	0.065	
						2.00	20 ~ 22	中玉	24	2.107	0.088	
						2.00	24 ~ 28	中玉	22	2.778	0.126	
						2.00	30 ~ 42	中玉	17	3.809	0.224	
						樹種計			66	8.889	0.135	
桧計						66	8.889	0.135				

入札枚数	入札者		入札金額
	2		
	1		



公売年度	公売回数	入札番号	機番号
08	01	16	07-102318

関東森林管理局
下越森林管理署

(単位: 長級 m, 径級 cm, 材積 m³)

物件所在地	棟番号	産 地	樹 種	林齢	材の区分	長 級	径 級	品 等	本 数	材 積	単材積	摘 要
赤谷山山元	07-102318	折居山	スギ	30	一般材	4.00	18 ～ 18	中玉	1	0.130	0.130	
						4.00	20 ～ 22	中玉	8	1.416	0.177	
						4.00	24 ～ 28	中玉	8	2.172	0.272	
						4.00	30 ～ 32	中玉	4	1.540	0.385	
						樹 種 計			21	5.258	0.250	
梗 計						21	5.258	0.250				

入札枚数	入札者		入札金額
	2		
	1		



公売年度	公売回数	入札番号	権番号
08	01	17	07-102319

関東森林管理局
下越森林管理署

(単位: 長級 m, 径級 cm, 材積 m³)

物件所在地	権番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	摘要
赤谷山山元	07-102319	折居山	スギ	32	一般材	4.00	20～22	中玉	4	0.708	0.177	
						4.00	24～28	中玉	12	3.132	0.261	
						4.00	32～32	中玉	2	0.820	0.410	
						樹種計			18	4.660	0.259	
						権計			18	4.660	0.259	

入札枚数	入札者		入札金額
	2		
	1		



公売年度	公売回数	入札番号	棟番号
08	01	18	07-102320

関東森林管理局
下越森林管理署

(単位: 長級 m, 径級 cm, 材積 m³)

物件所在地	棟番号	産 地	樹 種	林齢	材の区分	長 級	径 級	品 等	本 数	材 積	単材積	摘 要
赤谷山山元	07-102320	折居山	スギ	59	一般材	4.00	18 ～ 18	中玉	4	0.520	0.130	
						4.00	20 ～ 22	中玉	7	1.256	0.179	
						4.00	24 ～ 28	中玉	12	3.176	0.265	
						4.00	30 ～ 30	中玉	1	0.360	0.360	
						樹 種 計			24	5.312	0.221	
棟 計						24	5.312	0.221				

入札枚数	入 札 者		入 札 金 額
	2		
	1		



公表年度	公表回数	入札番号	種番号
08	01	19	07-102321

関東森林管理局
下越森林管理署

(単位: 長径 m, 径級 cm, 材積 m^3)

物件所在地	種番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	摘 要
赤谷山山元	07-102321	折居山	スギ	53	一般材	4.00	24 ~ 28	中玉	18	5.144	0.286	
						4.00	30 ~ 40	中玉	28	13.290	0.475	
						樹 種 計			46	18.434	0.401	
						種 計			46	18.434	0.401	

入札枚数	入 札 者		入 札 金 額
	2		
	1		



公売年度	公売回数	入札番号	種番号
08	01	20	07-102322

関東森林管理局
下越森林管理署

(単位: 長級 m, 径級 cm, 材積 m³)

物件所在地	種番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	摘 要
赤谷山山元	07-102322	折居山	スギ	35	柱適材	3.00	16 ~ 18	中玉	10	0.950	0.095	
						3.00	20 ~ 22	中玉	4	0.505	0.126	
						樹 種 計			14	1.455	0.104	
						梗 計			14	1.455	0.104	

入札枚数	入 札 者		入 札 金 額
	2		
	1		



公売年度	公売回数	入札番号	種番号
08	01	21	07-102323

関東森林管理局
下越森林管理署

(単位: 長さ m, 径級 cm, 材積 m^3)

物件所在地	種番号	産 地	樹 種	林齢	材の区分	長 級	径 級	品 等	本 数	材 積	単材積	摘 要
赤谷山山元	07-102323	折居山	スギ	61	一般材	4.00	18 ～ 18	中玉	3	0.390	0.130	
						4.00	20 ～ 22	中玉	14	2.580	0.184	
						4.00	24 ～ 28	中玉	22	5.928	0.269	
						4.00	30 ～ 50	中玉	12	5.262	0.439	
						樹 種 計			51	14.160	0.278	
植 計						51	14.160	0.278				

入札枚数	入 札 者		入 札 金 額
	2		
	1		



公売年度	公売回数	入札番号	種番号
08	01	22	07-912T15

関東森林管理局
下越森林管理署

(単位: 長さ m, 径級 cm, 材積 m³)

物件所在地	種番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長さ級	径級	品等	本数	材積	単材積	摘要
実習館土場	07-912T15	人形頭山	低質材アカ	51	低質材	2.00	1～999	原ア	0	60.489	0.000	
							樹種計		0	60.489	0.000	
							種計		0	60.489	0.000	

入札枚数	入札者		入札金額
	2		
	1		

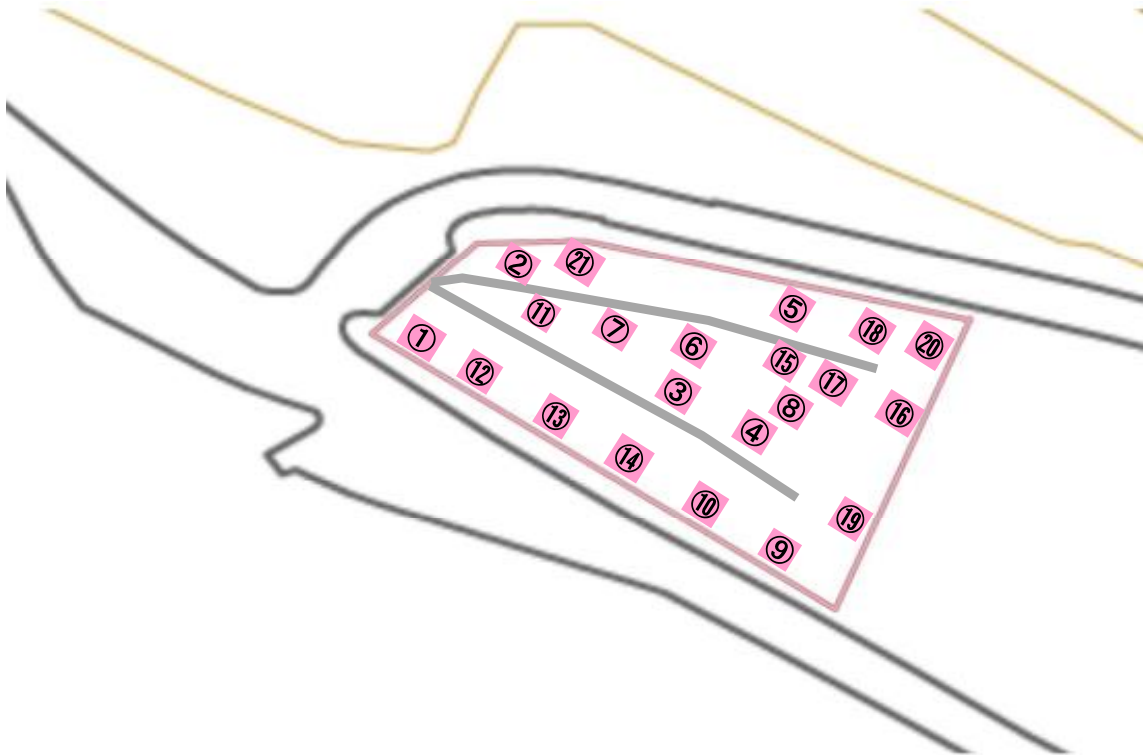


赤谷山山元土場位置図

県道 新発田・津川線、赤谷山交差点(赤谷郵便局)を加治川ダム方面に
約2.9km(滝谷森林公園入口)右側です。

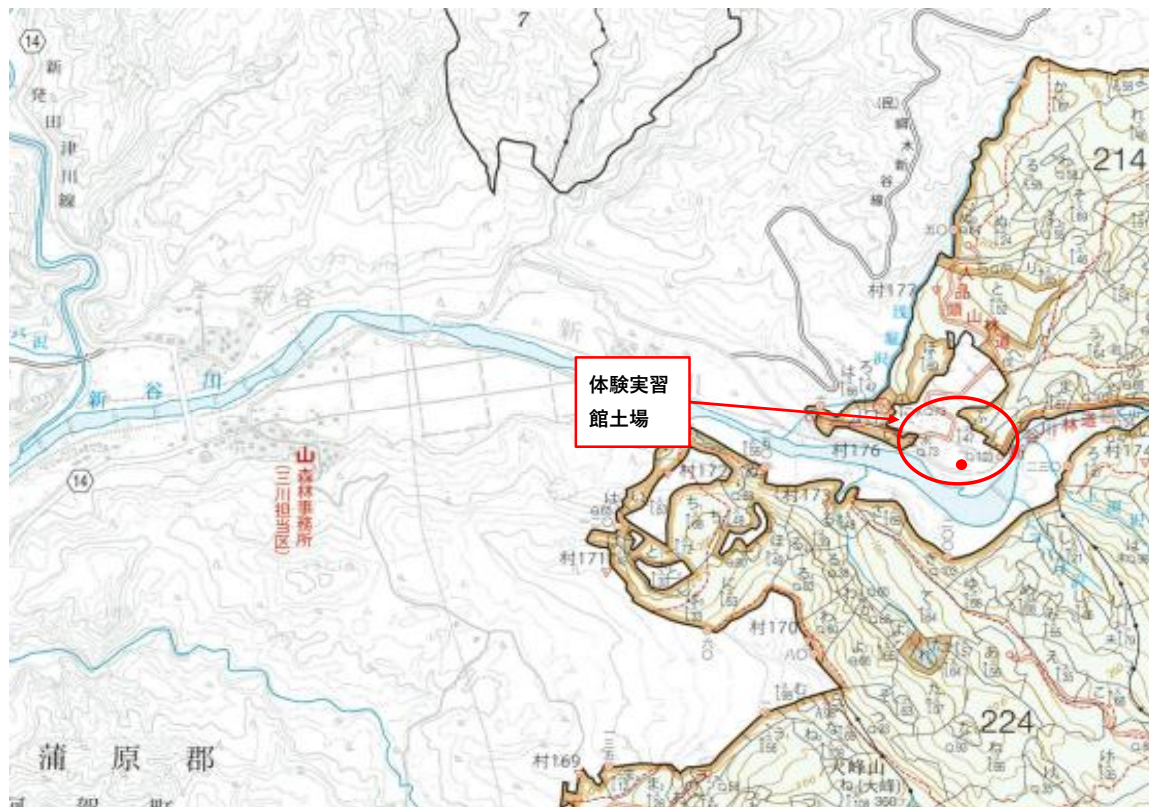


赤谷山山元土場配置図



体験実習館土場位置図

県道 新発田・津川線の新谷集落より三川オートキャンプ場方面へ
約2.5km進んだ左側です。



体験実習館土場配置図



委 任 状 （例）

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1 入札年月日 年 月 日

2 件 名

3 入札に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称
代表者氏名

分任契約担当官
下越森林管理署長 殿

注意： **代理人が入札を行う場合は、必ず委任状を提出して下さい。**

なお、当該年度を有効とする年間委任状（別紙 1－2）を提出し、その代理人に入札させる場合は、本委任状を提出する必要はありません。

ただし、その場合、各署等ごとに委任状の提出が必要となります。

委 任 状 （例）

私は、都合により〇〇 〇〇を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委 任 事 項

- 1 入札に関する一切の件
- 2 見積もりに関する事項
- 3 委任期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称
代表者氏名

分任契約担当官
下越森林管理署長 殿

入 札 書

入札番号 第 号

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知の上、入札します。

令和 年 月 日

分任契約担当官

下越森林管理署長 殿

(入札者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(代理人)

氏 名

(注意事項)

- 1 金額は、円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
- 2 代理人による入札の場合は、「住所」、「商号又は名称」及び代理人の「氏名」を記入すること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1）暴力的な要求行為を行う者
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5）その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。